

処分の概要	介護予防住宅改修費の支給
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第57条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第57条第2項及び省令第93条の規定による。

(介護予防住宅改修費の支給)

- 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。
- 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下 略

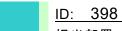
介護保険法施行規則

(介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合)

第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

標準処理期間 30 日	
--------------------	--

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



 処分の概要
 介護予防サービス計画費の支給

 法 令 名 根 拠 条 項
 介護保険法 第58条第1項

 法 令 番 号
 平成9年法律第123号

【基準】

法第58条第7項において準用する法第41条第2項の規定による。

(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあっては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

第2項から第6項まで 略

7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(居宅介護サービス費の支給)

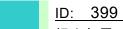
第41条

2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

以下 略

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	特例介護予防サービス計画費の支給
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第59条第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第59条第1項各号及び政令第29条の規定による。

(特例介護予防サービス計画費の支給)

- 第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス 計画費を支給する。
 - (1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (3) その他政令で定めるとき。

以下 略

介護保険法施行令

(特例介護予防サービス計画費を支給する場合)

第29条 法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。

標準処理期	30日		
備考			

 	設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	月	
--	-------	----------	---------	---	---	---	--

処分の概要	介護予防サービス費等の額の特例
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第60条
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第60条及び省令第97条の規定による。

(介護予防サービス費等の額の特例)

- 第60条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。
- 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。
- 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

介護保険法施行規則

(介護予防サービス費等の額の特例)

- 第97条 法第60条各項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。
 - (1) 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、 火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害 を受けたこと。
 - (2) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、 凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

		本旨岬 町	法 週用甲誀	こととの	示
2 過去に法第	60条第1項、第2項又は第3項の	規定の適用を受けて	た要支援被保	険者について第	与
73条、第76条	₹第3号及び第95条第2号の規定を	と適用する場合にお	ないては、これ	らの規定中「7	0
分の100」とる	あるのは、「70分の100、法第60	条第1項の規定が適	適用される場合	合にあっては10	0
分の100を同	項に規定する100分の90を超え	100分の100以下の釦	範囲内におい	て市町村が定め	5
た割合で除し	て得た割合、同条第2項の規定	が適用される場合	にあっては10	0分の100を同項	頁
に規定する1	00分の80を超え100分の100以7	下の範囲内において	て市町村が定	めた割合で除し	_
て得た割合、	同条第3項の規定が適用される	る場合にあっては1	.00分の100を	同項に規定する	5
100分の70を	超え100分の100以下の範囲内に	おいて市町村が定	めた割合で除	して得た割合」	
とする。					
海维加理期 期	15日				
標準処理期間	19 🗆				
備考					
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	———— 年	月 日	
			•	•	

【基準】

法第61条及び政令第29条の2の2の規定による。

(高額介護予防サービス費の支給)

- 第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護 予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防 サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

介護保険法施行令

(高額介護予防サービス費)

- 第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては80分の100、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第1市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第2市町村特例割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあっては100分の100を第3市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。
- 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居 宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が4万4400円を超える 場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、そ の額は、利用者負担世帯合算額から4万4400円を控除して得た額に要支援被保険者按分率 (居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2の2第2項第3 号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。) を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。
- 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅 要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防 サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が4万4400円を超えるときは、当該得た額から 4万4400円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に 支給する。
- 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて

得た額が1万5000円を超えるときは、当該得た額から1万5000円を控除して得た額を高額介 護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。

- 5 第2項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「4万4400円」とあるのは、「2万4600円」とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第7項において「市町村民税世帯非課税者」という。)
 - (2) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「4万4400円」とあるのを「2万4600円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- 6 第2項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第22条の2の2第2項及び第2項中「4万4400円」とあるのを「1万5000円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第2号に掲げる者を除く。)であるときは、第2項中「4万4400円」とあるのは、「1万5000円」とする。
- 7 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額が、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第5項の規定により読み替えて適用する第2項の規定により読み替えて適用する第2項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から1万5000円を控除して得た額とする。
- 8 居宅要支援被保険者が法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。
- 9 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第3項又は第4項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。
- 10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第2項から前項までの規定は、適用しない。

11	高	額介	護	予防`	サー	ビス	費の	支約	に関	関す	る手	続に	こつし	ハて	必要	[な]	事項	は、	厚生	三労信	動省。	令で定
X.	りる	0																				
				l																		
標準	퇃処	理期	間	3	30日																	
備者	5																					
	_																					
設:	定:	年月	日		4	令和:	3 年	4月	1 日		,	最終	変更	年月	日			年		月	日	

処分の概要 第35条第2項第1号の準用による緑化率適用除外の許可

法令名根拠条項

都市緑地法 第36条

法 令 番 号 昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第2項第1号の規定による。

(緑化率)

第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を 及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

(5) 緑化率規制

- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
 - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
 - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要 第35条第2項第2号の準用による緑化率適用除外の許可

法令名根拠条項

都市緑地法 第36条

法 令 番 号 昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第2項第2号の規定による。

(緑化率)

第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

- (5) 緑化率規制
- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
 - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
 - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものとして認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外となる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可の条件として付することが望ましい。

標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要 第35条第2項第3号の準用による緑化率適用除外の許可

法 令 名 根拠条項

都市緑地法 第36条

法 令 番 号 | 昭和48年法律第72号

【基準】

準用する法第35条第2項第3号の規定による。

(緑化率)

第35条

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状 況によってやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

その他政令第12条第2項第4号に基づく「地区計画等緑化率条例」の定めによる。

都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年4月1日改正)

- (5) 緑化率規制
- ① 法第35条第2項の市区町村長の許可による緑化率規制の適用除外
 - ア 道路事業により整備される建築物又は道路内に占用される建築物であってその用途 又は敷地の状況によってやむを得ないもの(例えば、自由通路、道路の地下に設けられ る駐車場など)については、法第35条第2項第2号又は第3号の要件に該当するものとし て認め、許可することが望ましい。
 - イ 工場は、一般に、屋外にパイプラック、煙突等の施設を設置する必要があることに鑑 み、敷地内の空地に所要の施設を設ける必要があるため当該工場が緑化地域において 定められる緑化率を達成できない場合においては、市区町村長は、敷地内の施設の状況 等から判断して適切な緑化施設が確保される場合には、当該工場を法第35条第2項第2 号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」ものと して認め、許可することが望ましい。

また、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び工場立 地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号)附則第3条第1項に 基づく届出を義務づけられた特定工場であって、当該届出の内容が工場立地法第4条第1項 に基づく準則又は同法第4条の2第1項に基づく都道府県準則若しくは同条第2項に基づく市 準則に定める緑地面積率に適合していると都道府県が認めた工場については、市区町村長 は、敷地内の施設の状況に応じた適切な緑化施設が確保されているものとして、法第35条第 2項第2号に規定する「学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ない」もの として認め、許可すべきである。

ウ 法第35条第1項及び第2項に基づく市区町村長の許可により緑化率規制の適用除外と なる建築物については、同条第3項の規定により、それぞれの建築物及びその敷地の状 況を勘案し、可能な範囲でその一部について緑化を行うべきことを、市区町村長が許可 の条件として付することが望ましい。

標準処理期間

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要	換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	
法 令 名 根 拠 条 項	土地区画整理法 第85条の3第4項	
法令番号	昭和29年法律第119号	

【基準】

法第85条の3第4項の規定による。

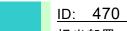
(市街地再開発事業区への換地の申出等)

第85条の3

- 4 施行者は、第1項の規定による申出があつた場合においては、前項の期間の経過後遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画においてその宅地についての換地が市街地再開発事業区内に定められるべき宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。
 - (1) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えないこととなる場合
 - (2) 換地計画において、当該申出に係る宅地の全部についての換地の地積が市街地再開発事業区の面積を超えることとなる場合

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき宅地の指 定等
法 令 名根 拠条項	土地区画整理法 第85条の4第5項
法令番号	昭和29年法律第119号

【基準】

法第85条の4第5項の規定による。

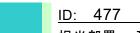
(高度利用推進区への換地の申出等)

第85条の4

- 5 施行者は、第1項又は第2項の規定による申出があつた場合において、前項の期間の経過後 遅滞なく、第1号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地の全部を換地計画において その宅地についての換地又は共有持分を与える土地を高度利用推進区内に定められるべき 宅地として指定し、第2号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地のうち一部を指定 し、他の宅地について申出に応じない旨を決定しなければならない。
 - (1) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積 及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積 との合計が高度利用推進区の面積を超えないこととなる場合
 - (2) 換地計画において、第1項の規定による申出に係る宅地の全部についての換地の地積及び第2項の規定による申出に係る宅地の全部についての共有持分を与える土地の地積との合計が高度利用推進区の面積を超えることとなる場合

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 建設課

処分の概要	河川保全立体区域における行為の許可
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第58条の4第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の4第1項の規定による。

(河川保全立体区域における行為の制限)

- 第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省 令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定め る行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築、改築又は除却
 - (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積

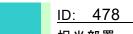
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 14 第58条の4第1項(河川保全立体区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日
------------------	----------------------



担当部署: 建設課

処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可
法 令 名 根 拠 条 項	河川法 第100条において準用する第58条の6第1項
法令番号	昭和39年法律第167号

【基準】

法第58条の6第1項の規定による。

(河川予定立体区域における行為の制限)

- 第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。
 - (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
 - (2) 工作物の新築又は改築

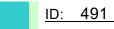
河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料)

- 15 第58条の6第1項(河川予定立体区域における行為の許可)
 - (1)審査基準

河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

標準処理期間	10日(通知による。)

設 定 年 月 日	最終変更年月日 年 月 日	
------------------	---------------	--



処分の概要	投票実施請求代表者証明書の交付
法 令 名 根 拠 条 項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第13条第2項
法令番号	平成17年政令第55号

【基準】

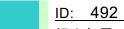
政令第13条の規定による。

(投票実施請求代表者証明書の交付等)

- 第13条 法第4条第11項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者(以下「投票実施請求代表者」という。)は、同条第9項に規定する基準日から20日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「投票実施請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、投票実施請求代表者であることを証明する書面(以下「投票実施請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。
- 3 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。
- 4 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明 書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74 条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければな らない。

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	同一請求代表者証明書の交付
法 令 名根 拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第27条第4項
法令番号	平成17年政令第55号

【基準】

政令第27条の規定による。

(同一請求代表者証明書の交付等)

- 第27条 同一請求代表者は、前条第2項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村 の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの 確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府 県の知事に報告しなければならない。
- 3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から 前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知 しなければならない。
- 4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。
- 5 1の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が 2人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第5条第30項において準用する 地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者 は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関 係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載 を受けなければならない。

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	要支援状態区分の変更の認定
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第33条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

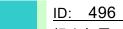
法第33条の2の規定による。

(要支援状態区分の変更の認定)

- 第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援 認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省 令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることが できる。
- 2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

標準処理期間

30日以内(法第33条の2第2項において準用する法第32条第9項において準用する法第27条第11項)



 処分の概要
 地域密着型介護サービス費の支給
 法 令 名 根 拠 条 項
 介護保険法 第42条の2第1項
 法 令 番 号 平成9年法律第123号

【基準】

法第42条の2第1項の規定による。

(地域密着型介護サービス費の支給)

第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。)に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

標準処理期間

30日

備考

処分の概要 特例地域密着型介護サービス費の支給			
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第42条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		

【基準】

法第42条の3第1項の規定による。

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

- 第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。
 - (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (3) その他政令で定めるとき。

標準処	L理期間	30日				
備考						

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 3

処分の概要	特定入所者介護サービス費の支給
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第51条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第51条の3第1項及び省令第83条の5の規定による。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 指定介護福祉施設サービス
- (2) 介護保健施設サービス
- (3) 介護医療院サービス
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 短期入所生活介護
- (6) 短期入所療養介護

(法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

- 第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。第97条の3において同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。同条において同じ。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、

所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が2000万円(当該要介護被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000万円)以下であるもの

- (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費(法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの
- (3) 被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)
- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に1を加えた数)が2以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかにつ いて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所す ることにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみ なす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける 日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場 合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定 する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年 の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっ ては、前々年)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額 をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている 場合には、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額(租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場 合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合に は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34 条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額(同 法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項 に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは 第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規 定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計 額をいう。)を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とす る。)から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下 回る場合には、零とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービ ス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に90分の10(法第49条の2第1項の規定が 適用される場合にあっては80分の20、同条第2項の規定が適用される場合にあっては70 分の30)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該 高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び 居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80万円以 下であること。

- ロ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450万円以下であること。
- ハ イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- 二 イに規定する世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第1号被保険者にあっては保険料の、第2号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金の滞納がないこと。

標準処理期間

30日

備考

処分の概要 特例特定入所者介護サービス費の支給

法 令 名 根拠条項

介護保険法 第51条の4第1項

法 令 番 号 平成9年法律第123号

【基準】

法第51条の4及び政令第22条の5の規定による。

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

- 第51条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービ ス費を支給する。
 - (1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由 により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) その他政令で定めるとき。
- 2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準 費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の 基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。

(特例特定入所者介護サービス費を支給する場合)

- 第22条の5 法第51条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。
 - (1) 特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同 じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限 る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) 指定居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下 この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他 の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者 が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護 及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサー ビスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介 護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合にお いて、必要があると認めるとき。
 - (4) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由 により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他や むを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス 又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

標準処理期間

30日

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要地域密着型介護予防サービス費の支給法 令 名 根 拠 条 項介護保険法 第54条の2第1項法 令 番 号平成9年法律第123号

【基準】

法第54条の2第1項の規定による。

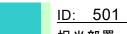
(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

標準処理期間

30日

備考



処分の概要	特例地域密着型介護予防サービス費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第54条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第54条の3第1項の規定による。

(特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

- 第54条の3 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。
 - (1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、 指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (3) その他政令で定めるとき。

標準処理期間	30日			
1				

 処分の概要
 特定入所者介護予防サービス費の支給

 法 令 名 根 拠 条 項
 介護保険法 第61条の3第1項

法 令 番 号 平成9年法律第123号

【基準】

法第61条の3第1項及び省令第97条の3の規定による。

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護
- (2) 介護予防短期入所療養介護

(法第61条の3第1項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者)

- 第97条の3 法第61条の3第1項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
 - (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者が特定介護予防サービス(法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護予防サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者であり、かつ、当該居宅要支援被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が2000万円(当該居宅要支援被保険者に配偶者がない場合にあっては、1000万円)以下であるもの。
 - (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護予防サービスを受ける日の 属する月において要保護者である者であって、当該特定介護予防サービスに係る特定入 所者介護予防サービス費(法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費 をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
 - (3) 被保護者

備考						
		I	1			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日		年	月	日

処分の概要 特例特定入所者介護予防サービス費の支給

法令名根拠条項

介護保険法 第61条の4第1項

法 令 番 号 平成9年法律第123号

【基準】

法第61条の4及び政令第29条の5の規定による。

(特例特定入所者介護予防サービス費の支給)

- 第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。
 - (1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) その他政令で定めるとき。
- 2 特例特定入所者介護予防サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の 基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費 の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定め る。

(特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合)

- 第29条の5 法第61条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。
 - (1) 特定入所者(法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (2) 特定居宅サービス(法第61条の3第1項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居 宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (4) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。
 - (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス 又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。

標準処理期間

30日

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	

処分の概要指定地域密着型サービス事業者の指定法 令 名
根 拠 条 項介護保険法 第78条の2第1項法 令 番 号平成9年法律第123号

【基準】

法第78条の2第1項、第4項及び第6項の規定による。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

同条第4項

- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。)に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。
 - (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
 - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月

以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

- (6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密 着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2 号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特 定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除 く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消 された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規 定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日か ら起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所 である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった 者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当 該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取 消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着 型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に 関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるも のとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第 2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特 定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限 る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消 された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規 定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日か ら起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所 である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった 者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当 該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取 消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着 型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に 関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号 本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるも のとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出を

した者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (7)の2 前号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

同条第6項

- 6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第1号の2、第1号の3、第3号の2及び第3号の4から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことができる。
 - (1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (1)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

- (1)の3 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の2 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2)の3 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (3)の2 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その 役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- (3)の3 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者である とき。

- (3)の4 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域 密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事 業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であ るとき。
- (4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があった場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号及び次号イにおいて「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。
- (5) 地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定める地域密着型サービスにつき第1項の申請があった場合において、第42条の2第1項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(イにおいて「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当し、かつ、当該市町村長が次のいずれかに該当すると認めるとき。
 - イ 当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む日常生活圏域における地域密着型サービス(地域密着型通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の種類ごとの量が、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該地域密着型サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。
 - ロ その他第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

標準処理期間 30日

備考

処分の概要 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第78条の12
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

準用する法第70条の2の規定による。

(指定の更新)

設定年月日

- 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

令和3年4月1日

標準処理期間		15日	
備考			

最終変更年月日

年

月

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第115条の12第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の12第1項から第4項までの規定による。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

- 第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
 - (3) 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防 サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービ ス事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
 - (4)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
 - (5)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
 - (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条 の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介

護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第 115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同 生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る 行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった 者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された 者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の 規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。 ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しの うち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための 当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組 の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有して いた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととす ることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合 を除く。
- (7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7)の2 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、

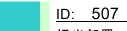
当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、 その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者のあるも のであるとき。
- (10) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定め るものとする。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。
 - (1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (1)の2 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第 115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
 - (1)の3 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により 指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
 - (2) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る 行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしない ことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者 (当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5 年を経過しないものであるとき。
 - (2)の2 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日 (当該検査の結果に基づき第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市

町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に おける当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届 出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 起算して5年を経過しないものであるとき。

- (2)の3 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (4) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (5) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。
- (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間 30日
備考
設定年月日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年 月 日



処分の概要 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用	
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第115条の21
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

準用する法第70条の2の規定による。

(指定の更新)

設定年月日

- 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

令和3年4月1日

標準処理期間	15日
備考	

最終変更年月日

年

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定
法 令 名根 拠条項	介護保険法 第115条の22第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の22第1項及び第2項の規定による。

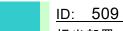
(指定介護予防支援事業者の指定)

- 第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。
- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、 第58条第1項の指定をしてはならない。
 - (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
 - (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
 - (3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (3)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定める ものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なるまでの者であるとき。
 - (4)の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4)の3 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた 法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月 以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引 き続き滞納している者であるとき。
 - (5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を

防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (5)の2 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、 その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、 指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった 事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理 体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業 者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しな いこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該 当する場合を除く。
- (6) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6)の2 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日 (当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行 うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市 町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合に おける当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届 出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6)の3 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間		30 目		
備考				



処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)
法 令 名 根 拠 条 項	介護保険法 第115条の31
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

準用する法第70条の2の規定による。

(指定の更新)

設定年月日

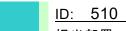
- 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、 指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

令和3年4月1日

標準処理期間	15日
備考	

最終変更年月日

年



担当部署: 総務政策課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定
法 令 名 根 拠 条 項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項
法令番号	平成10年法律第41号

【基準】

法第4条第1項から第3項までの規定による。

(優良田園住宅建設計画の認定)

- 第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - (2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合
 - (3) 建設しようとする住宅の階数
 - (4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項
- 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各 号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。
 - (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。
 - (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

標準処理期間	30日
備考	



担当部署: 総務政策課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定
法令名根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項
法令番号	平成10年法律第41号

【基準】

法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。

(優良田園住宅建設計画の認定)

- 第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
 - (2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合
 - (3) 建設しようとする住宅の階数
 - (4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項
- 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各 号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。
 - (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。
 - (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月	目



ID: 514

担当部署: 住民課

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法 第44条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第44条第1項の規定による。

- 第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条 の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の 措置を採ることができる。
 - (1) 一部負担金を減額すること。
 - (2) 一部負担金の支払を免除すること。
 - (3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その 徴収を猶予すること。

標準処理期間	30日
備考	

処分の概要	介護給付費等の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条及び第22条第1項の規定による。 (介護給付費等の支給決定)

第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。 (申請)

- 第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めると ころにより、市町村に申請をしなければならない。
- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害支援 区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところに より、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心 身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせる ものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一 般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支 援事業者等」という。)に委託することができる。
- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

(障害支援区分の認定)

- 第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審 査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づ き、障害支援区分の認定を行うものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該 審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 (支給要否決定等)
- 第22条 市町村は、第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。

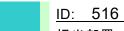
標準処理期間

30日

備考

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	 月	月	



処分の概要	支給決定の変更
法令名根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第24条の規定による。

(支給決定の変更)

- 第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。
- 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第22条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案 し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うこ とができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者 証の提出を求めるものとする。
- 3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。
- 5 第21条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、 必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

標準処理期間 15日

備考

				-	-	
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要自立支援医療費の支給認定法令名根拠条項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項法令番号平成17年法律第123号

【基準】

法第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の規定による。

(自立支援医療費の支給認定)

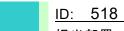
- 第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の 自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 (申請)
- 第53条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。

(支給認定等)

第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	支給認定の変更
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

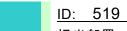
法第56条第1項及び第2項の規定による。

(支給認定の変更)

- 第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関その他の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。
- 2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。

標準処理期間 15日

備考



処分の概要	補装具費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

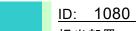
法第76条第1項の規定による。

第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

標準処理期間

30日

備考



処分の概要	医療受給者証の再交付
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条 第1項
法令番号	平成18年政令第10号

【基準】

政令第33条第1項の規定による。

(医療受給者証の再交付)

第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	受給者証の再交付
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第16条
法令番号	平成18年政令第10号

【基準】

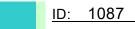
政令第16条の規定による。

(受給者証の再交付)

第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要	被保険者証の再交付
法 令 名根 拠条項	介護保険法施行規則 第27条第1項
法令番号	平成11年厚生省令第36号

【基準】

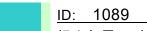
省令第27条第1項の規定による。

(被保険者証の再交付及び返還)

- 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第1号に掲げる事項(第2号に掲げる書類を提示する場合には、第1号イ及びハに掲げる事項)を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。
 - (1) 次に掲げる事項
 - イ 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 口 個人番号
 - ハ 再交付申請の理由
 - (2) 氏名及び生年月日又は住所(以下「個人識別事項」という。)が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - イ 個人番号カード(番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同 じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施 行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「番号利用法施行規則」という。)第1条 第1項第1号に掲げる書類
 - ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの
 - ハ イ及び口に掲げるもののほか、番号利用法施行規則第2条第3項第1号に掲げる書類 (介護保険の被保険者証を除く。)又は官公署から発行され、若しくは発給された書類そ の他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち2以上の書類
- 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。
- 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。

標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



担当部署: 産業課

 処分の概要 漁港施設処分の許可
 法 令 名 根 拠 条 項
 法 令 番 号 昭和25年法律第137号

【基準】

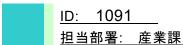
法第37条第1項の規定による。

(漁港施設の処分の制限)

第37条 漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする場合又は次条第4項の規定により貸付けをする場合は、この限りでない。

標準処理期間 45 日

備考



ID: 1091

処分の概要 │ 漁港施設の利用(変更含む。)許可 法 令 名 漁港漁場整備法 第38条 根拠条項

法 令 番 号 昭和25年法律第137号

【基準】

法第38条の規定による。

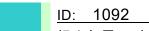
(漁港施設の利用)

第38条 国及び漁港管理者以外の者が基本施設である漁港施設を他人に利用させ、又はこれ らの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認 可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

標準処理期間 45日

備考

設定年月日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年 月



担当部署: 産業課

処分の概要漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建設等の許可法 令 名 根 拠 条 項漁港漁場整備法 第39条第1項法 令 番 号昭和25年法律第137号

【基準】

法第39条第1項及び第2項の規定による。

(漁港の保全)

- 第39条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。
- 2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

標準処理期間 45日

備考

処分の概要 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第30条第1項の規定による。

(特例介護給付費又は特例訓練等給付費)

- 第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。
 - (1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。
 - (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。) を受けたとき。
 - イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。)
 - ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の 条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。)
 - (3) その他政令で定めるとき。
- 2 都道府県が前項第2号イ及び口の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - (1) 基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数
 - (2) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積
 - (3) 基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の 保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接 に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - (4) 基準該当障害福祉サービスの事業に係る利用定員
- 3 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、1月につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害福祉サービスの区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。
 - (1) 指定障害福祉サービス等 前条第3項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定

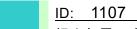
木曽岬町 法適用申請に対する処分個票 した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額) (2) 基準該当障害福祉サービス 障害福祉サービスの種類ごとに基準該当障害福祉サー ビスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定 した費用の額(その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除 く。)の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額) 4 前3項に定めるもののほか、特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関し必要な事 項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間

15日

備考

設定年月日 令和3年4月1日 最終変更年月日 年 月 日



処分の概要	移動等円滑化経路協定の認可
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第41条第3項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

法第41条及び第43条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の締結等)

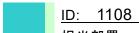
- 第41条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。)第83条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。)は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定(以下「移動等円滑化経路協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。
- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置
 - (2) 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設(エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化の ために必要な設備を含む。)の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - (3) 移動等円滑化経路協定の有効期間
 - (4) 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(移動等円滑化経路協定の認可)

- 第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。
 - (1) 申請手続が法令に違反しないこと。
 - (2) 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - (3) 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

木曽岬町 法適用申請に対する処分個票

標準処理期間	40日					
備考						
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	



処分の概要	移動等円滑化経路協定の変更認可
法 令 名根 拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第44条第1項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

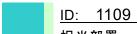
法第44条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の変更)

- 第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の 効力が及ばない者を除く。)は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようと する場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなけれ ばならない。
- 2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

標準処理期間 40 日

備考



処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第48条第1項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

法第48条第1項の規定による。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

- 第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が 及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協 定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長 の認可を受けなければならない。
- 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

標準処理期間 40 日

備考



処分の概要	一の所有者による移動等円滑化経路協定の認可
法 令 名 根 拠 条 項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第50条第1項
法令番号	平成18年法律第91号

【基準】

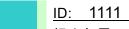
法第50条の規定による。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

- 第50条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。
- 2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等 円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をする ものとする。
- 3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。
- 4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

標準処理期間 40 日

備考



処分の概要介護給付費又は訓練等給付費の支給法 令 名 根拠条項障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項法 令 番 号平成17年法律第123号

【基準】

法第29条第1項の規定による。

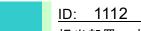
(介護給付費又は訓練等給付費)

第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

標準処理期間

40日

備考



処分の概要	特定障害者特別給付費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

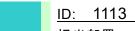
法第34条第1項の規定による。

(特定障害者特別給付費の支給)

第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第1項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活援助を行う住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。

標準処理期間 40日

備考



処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第35条第1項の規定による。

(特例特定障害者特別給付費の支給)

- 第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、 当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活援助を行う住居における特 定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給する ことができる。
 - (1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。
 - (2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、特例特定障害者特別給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

備考

設 定 年 月 日	最終変更年月日	年	月	日	
------------------	---------	---	---	---	--



処分の概要	自立支援医療費の支給
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

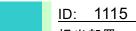
法第58条第1項の規定による。

(自立支援医療費の支給)

第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第 2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当 該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費 を支給する。

標準処理期間 40日

備考



処分の概要	療養介護医療費の支給
法 令 名根 拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

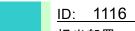
法第70条第1項の規定による。

(療養介護医療費の支給)

第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。

標準処理期間 40日

備考



処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給
法 令 名 根 拠 条 項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項
法令番号	平成17年法律第123号

【基準】

法第71条第1項の規定による。

(基準該当療養介護医療費の支給)

第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。

標準処理期間 40日

備考



ID: 1120

担当部署: 住民課

処分の概要	食事療養減額認定証の再交付
法 令 名 根 拠 条 項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項
法令番号	昭和33年厚生省令第53号

【基準】

省令第26条の3第5項の規定による。

(食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定)

第26条の3

5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。

標準処理期間 15日

備考

担当部署: 産業課

処分の概要	特定漁港施設運営の事業を実施するために必要な資力及び信用の認定	
法 令 名根 拠条項	漁港漁場整備法 第37条の2第1項	
法令番号	昭和25年法律第137号	

【基準】

法第37条の2第1項及び第2項、省令第11条の5の規定による。

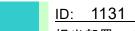
(行政財産である特定漁港施設の貸付け)

- 第37条の2 漁港(その取り扱う水産物の数量が農林水産省令で定める数量以上であるものに限る。以下この条において同じ。)における特定漁港施設(漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設(その敷地を含む。)その他の農林水産省令で定める漁港施設をいう。以下この条において同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、当該漁港の漁港管理者に対し、農林水産省令で定めるところにより、特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有することその他の農林水産省令で定める基準に適合するものである旨の認定を申請することができる。
- 2 漁港管理者は、前項の認定の申請があつた場合において、その申請を行つた者が同項の農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

(事業者の基準)

- 第11条の5 法第37条の2第1項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。
 - (2) 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。
 - (3) その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷その他の流 通に係る業務の効率化、増殖若しくは養殖の推進又は船舶の保管の方法の改善に特に 資すること。
 - ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。
 - ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。
 - ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。
 - ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。

標準処	理期間	45日	
備考			



担当部署: 教育委員会事務局 教育課

処分の概要	小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除
法 令 名根 拠条項	学校教育法 第18条
法令番号	昭和22年法律第26号

【基準】

法第18条及び省令第34条の規定による。

第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それでれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

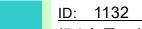
省令第34条

第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

標準処理期間	30日
--------	-----

備考

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
-------	----------	---------	---	---	---	--



 処分の概要
 高額医療合算介護サービス費の支給

 法 令 名 根 拠 条 項
 介護保険法 第51条の2第1項

 法 令 番 号
 平成9年法律第123号

【基準】

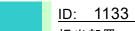
法第51条の2第1項の規定による。

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

標準処理期間 30日

備考



処分の概要高額医療合算介護予防サービス費の支給法 令 名 根 拠 条 項介護保険法 第61条の2第1項法 令 番 号平成9年法律第123号

【基準】

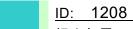
法第61条の2第1項の規定による。

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

標準処理期間 30日

備考



担当部署: 総務政策課

処分の概要	地域再生推進法人の指定
法令名根拠条項	地域再生法 第19条第1項
法令番号	平成17年法律第24号

【基準】

法第19条の規定による。

(地域再生推進法人の指定)

- 第19条 地方公共団体の長は、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。
- 2 地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、 その旨を地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 地方公共団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

標準処理期間 30日

備考